

珪藻土活用推進全国協議会 規約

(名称)

第 1 条 本協議会は、珪藻土活用推進全国協議会（以下、協議会という。）と称する。

(目的)

第 2 条 協議会は、珪藻土に関する正しい知識の普及と利用促進のため、コンプライアンスを基本とした活動を行うことで、わが国に産出する貴重な天然資源である珪藻土とその製品の、有効かつ安全な活用の推進に寄与することを目的とする。

(事業)

第 3 条 協議会は、前条の目的を達成するために次の事業を実施する。

- (1) 珪藻土に関する正しい知識の普及活動
- (2) 会員相互の研修及び情報交換
- (3) 関係官庁及び関係団体との情報交換
- (4) その他前項の目的を達するために必要な活動

(会員)

第 4 条 協議会の会員は、団体正会員、法人企業正会員、及び賛助会員の 3 種類とし、それぞれ次に定めるところによる。

- (1) 団体正会員は、協議会の目的に賛同して入会し、協議会の活動を推進する団体
 - (2) 法人企業正会員は、協議会の目的に賛同して入会し、協議会の活動を推進する法人企業
 - (3) 賛助会員は、協議会の事業を賛助するために入会し、協議会の活動を支援する個人
- 2 協議会に加入しようとする者は、別に定める入会申込書を提出し役員会の承認を得て会員となることができる。

(会費等)

第 5 条 会員は、別に定める会費規定により会費を納入しなければならない。

2 前項により納付された会費は、理由の如何を問わずこれを返却しないものとする。

3 第 1 項の会費のほか、協議会は、第 14 条の役員会の定めるところにより、役員会の定める事業に参加する会員から当該事業に要する経費を納付させることができる。

(退会)

第 6 条 会員は、次の各号の一に該当する場合には、協議会から退会しなければならない。

- (1) 退会届を提出したとき

- (2) 協議会が解散したとき
 - (3) 団体正会員たる団体が解散したとき
 - (4) 法人企業正会員たる法人企業が解散したとき
 - (5) 賛助会員たる個人が死亡したとき
 - (6) 会員が会費納入の督促を受けても応じないとき
 - (7) 協議会の規約又は総会の決議に反する行為をするなど、役員会が退会すべきものと決定したとき
- 2 退会を希望する会員は、書面により届出るものとする。

(役員)

第7条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 (若干名)
 - (3) 監事 1名
- 2 第1項に定める役員は、会員の互選により総会で選出する。
- 3 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
- 4 役員任期途中で交代する場合は、役員会の承認を得るものとし、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第8条 会長は協議会を代表し、その業務を統括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、これに事故があるとき、又は欠席の時は、その職務を代行する。
- 3 監事は協議会の財産の状況を監査するほか、役員会に出席して意見を述べる事ができる。ただし、議決に加わることはできない。

(職員)

第9条 協議会に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、会長が任免する。

(総会)

第10条 協議会の総会は正会員をもって構成する。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。
- 3 通常総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。
- 4 臨時総会は、会長もしくは役員会が必要と認めるとき又は監事若しくは会員の3分の1以上から会議の目的である事項を示して請求があったとき、これを開催する。
- 5 総会は、以下の事項について議決する。

- (1)規約の改正
- (2)解散
- (3)事業計画及び収支予算並びにその変更
- (4)事業報告及び収支決算
- (5)役員を選任又は解任
- (6)その他協議会の運営に関する重要事項

(総会の招集及び議長)

第 11 条 総会は、会長がこれを招集する。

2 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

3 総会の議長は、会長又は会長があらかじめ構成員の中から指名したものがなる。

(総会の成立及び議決)

第 12 条 総会は、構成員の 2 分の 1 以上の出席をもって成立する。

2 総会における議決権は、1 構成員につき 1 個とする。

3 総会の議事は、出席構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。ただし、規約の改正は、出席構成員の 3 分の 2 以上の承認を必要とする。

4 やむを得ない理由のため総会に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の出席構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前 3 項の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第 13 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。
- 3 前 2 項の規定に係らず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の議決があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(役員会)

第 14 条 役員会は役員をもって構成する。

2 役員会は、会長が必要と認めるとき開催する。

3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

4 役員会の議長は、会長又は会長があらかじめ役員の中から指名したものがなる。

5 役員会は、次の事項を審議決定する。

- (1) 入会の承認及び退会の決定
- (2) 会費規定及び資産の管理に関すること
- (3) 役員任期途中における交代の承認
- (4) 事業の実施に関すること
- (5) その他、協議会の運営に関すること

6 役員会は、その構成員の 2 分の 1 以上の出席により成立し、議事は、出席者の過半数の同意によって決する。ただし可否同数のときは、議長が決する。

7 やむを得ない理由のため会議に出席できない役員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。この場合において、前 6 項の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第 15 条 役員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 日時及び場所
- (2) 役員総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 1 人以上が署名、押印しなければならない。

(資産の管理)

第 16 条 協議会の資産は、会長が管理するものとし、その方法は役員会の定めるところによる。

(事業年度)

第 17 条 協議会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 18 条 協議会の毎年度の事業計画及び収支予算は、総会が決定する。

2 協議会は、収支予算が決定されるまでの期間においては、前年度の例にならない収支を行うことができる。

(事業報告及び収支決算)

第 19 条 会長は、毎事業年度終了後 3 か月以内に事業報告書、収支計算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

(事務局)

第 20 条 協議会の事務局は、東京都港区赤坂二丁目 14 番 32 号（所在地）昭和化学工業株式会社に委託するものとし、このための事務局経費を支弁することができるものとする。

(知的財産権)

第 21 条 知的財産権の取得及び権利の共有、又は会員が独自に保有している知的財産権の利用などについては、別途定める内規による。

(補則)

第 22 条 この規約に定めのない事項は、役員会の承認を経て、会長が定める。

附 則

- 1 この規約は、協議会の設立の日から施行する。
- 2 協議会の設立当初の役員の任期は、第 7 条第 3 項の規定にかかわらず、設立の日から第 1 回通常総会の日までとする。
- 3 協議会の設立当初の事業年度は、第 17 条の規定にかかわらず、設立の日から令和 3 年 3 月 31 日までとする。
- 4 協議会の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 18 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

2020 年 11 月 18 日

以上